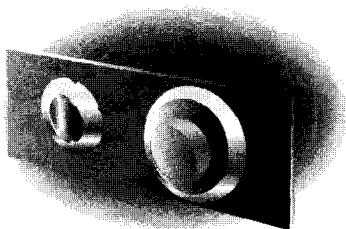


未公開株式の「適正な時価」

公認会計士・税理士

後 宏治



◆ Essence ◆

金庫株が解禁されて、自己株式を発行法人が活発に取得し処分するようになり、さらに、個人間・法人間においても自己株式の取引が行われるようになることが予想される。

税務上、問題の多い未公開株式の適正な取引価額が今後重要になるが、その算定の仕方は必ずしも明確ではない。高額譲渡や低額譲渡の場合の現行税制の取扱いを明確にしなが、課税上トラブルを生じさせない未公開株式の時価について考察する。

また、金庫株解禁により自己株式の取得と処分の課税上の取扱いが一変することに伴う問題点もあわせて考察する。

1 未公開会社の自己株式の 売買時価の問題点

平成13年10月1日から改正商法が施行され、いよいよ金庫株が解禁になった。改正前は会社による自己株式の取得は原則として禁止されていたが、改正後は自己株式の取得は原則自由になった。また、この商法改正に伴い、関係する税法も同時に改正され、税務的な手当も行われ

ている。

さて、今後は種々の目的によって自社株の取得・処分が活発に行われることが予想される。実務上問題なのは、自社株を取得または処分する場合の価額である。自己株式の価額が税務上は認められる「適正な時価」でない場合には、さまざまな課税関係が生じて、全体として大きなコストが発生することになる。

公開会社の場合、市場における株式の時価が明らかであり、その取得も原則として市場を通じて行われるため特段の問題はない。

問題は、未公開会社の自己株式の取得・処分の場合である。改正商法および改正税法の施行以前において自己株式の取得や処分は売買取引であった。

この場合に、課税上のトラブルが生じない未公開会社株式の時価を定める明文の法令・通達は存在していない。したがって、実務においては法人税、所得税、相続税の規定を総合的に判断しながら、妥当な価額を決めていかざるを得ない。

ところが、税務上の「適正な時価」の概念には、さまざまな考え方が乱立し、未だ定説をみない混乱した状況にあるといえる。このように混乱している理由は次のように考えられる（私見）。

まず第1に、税務上の適正な価額以外の価額

で未公開株式を移転させた場合、どのような課税関係になるのかが複雑である。具体的には、低額譲渡、高額譲渡の問題であるが、譲渡者が個人・法人の別、譲受者が個人・法人の別によって課税関係が異なっており、その根拠である税法も多岐にわたる。さらに、当事者のいずれか、または双方が、同族関係者である場合には、行為計算の否認があり得るため、通常の経済的な取引に引き直して時価を考える必要がある。

第2に、税務で考えられる適正な価額はその譲渡者や譲受者の属性によって異なるのが当然であると考えられている。すなわち、未公開会社株式の適正な価額は、誰が売り誰が買うかによって異なる「一物多価」であることが当然であると考えられているのである。個別の理論ではそのとおりであるが、未公開会社株式の売買では属性の異なる二者がその当事者になる場合があり、どちらの属性を優先して時価を決めるのかが明確でなく、そのため、1つの取引につき2つの税務上の時価が観念されることもあり得るのである。

第3に、未公開会社株式は一般に市場性がなく、転々流通するものではない。このような換金性のない財を取引する場合には何らかの特殊な動機に基づくことが一般であり、そこに「適正な時価」を想定することは難しい。

このように自己株式を取得・処分する場合の税務上の時価概念が混乱している中で、トラブルの生じない適正な時価を明言することは困難である。

本稿では、まず、未公開会社の株式について、税務上適正な価額以外の価額で取引された場合に、どのような課税関係が生ずるかを概観する。こうして税務上のリスクを明らかにした上で、その課税上のトラブルを回避する未公開株式の時価を考えてみる。なお、以下では、現行の課税の取扱いを整理する上で、自己株式の譲渡・譲受とその取得・処分は同じ意味であるとみなしている。

2 未公開会社株式の 低額譲渡・高額譲渡の取扱い

1 自己株式の個人株主からの取得

(1) 低額譲渡の場合

① 処分する個人株主の課税関係

個人がその所有する資産を時価に比して低額な対価で譲渡した場合には、実際の譲渡対価の額とその譲渡の時の時価との差額については原則として所得税の課税関係は発生しない(所法36①)。ただし、株式を著しく低い対価(=譲渡の時ににおける価額の2分の1に満たない金額)により法人に譲渡した場合には、その譲渡をした時に、その時ににおける価額に相当する金額(=時価)により有価証券の譲渡があったものとみなされる(所法59①二、所令169)。また、株式を法人に対し時価の2分の1以上の対価で譲渡した場合には、時価により譲渡があったものとはみなされないが、これを容認するとすれば、その株主や同族関係者等の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められることにより、その譲渡が所得税法157条「同族会社等の行為又は計算の否認」の規定に該当する場合には、同上の規定により、税務署長の認めるところによって、その資産の時価に相当する金額により譲渡所得の計算をすることができることになっている(所基通59-3)。

② 取得する法人の課税関係

法人が他の者から資産を低額で取得した場合には、原則としてその資産の譲受価額と時価との差額(受贈益)は益金の額に算入される(法22②)。したがって、資産の時価と譲受金額の差額が受贈益として課税される。また、譲受価額が相続税評価額に満たない場合、同族会社の譲渡者以外の株主等の有する株式等価額が増加したときには、譲渡者から増加した部分に相当する金額を贈与により取得したものと取り扱われる(相法9、相基通9-2)。

(2) 高額譲渡の場合

① 処分する個人株主の課税関係

個人がその有する資産を時価に比して高額な対価で譲渡した場合、実際の譲渡対価の額とその譲渡の時の時価との差額が、その譲渡の相手方である法人から実質的に贈与を受けたと認められるときには、原則として、通常取引価額に相当する部分の金額を収入金額とし、譲渡所得を計算することになる。そして、譲渡の相手方が法人である場合において、実際の譲渡対価の額のうち通常取引価額に相当する部分の金額を超える部分の金額は、その譲渡をした個人の一時所得（所基通34-1）または給与所得等（従業員や役員である場合）の収入金額にされる。

② 取得する法人の課税関係

法人が金銭以外の資産をその資産の価額より高い対価の額により譲り受けた場合、その資産の取得価額に算入すべき金額はその資産の価額相当額である（法基通7-3-1）。したがって、その法人にはその資産の価額と譲受対価の額との差額相当額の損金の額（法法22③三）が生ずる。そして、その差額相当額が相手方が従業員等の場合には認定賞与（法基通9-2-10）となり、その他の場合には寄附金（法法37⑦）となる。

2 自己株式の法人株主からの取得

(1) 低額譲渡の場合

① 譲渡する法人株主の課税関係

法人が金銭以外の資産をその資産の価額より低い対価の額により譲渡した場合、その法人にはその資産の価額相当額の益金の額（法法22②）およびその資産の原価の額相当額との差額相当額の損金の額（法法22③一）が生ずるとともにその資産の価額と譲渡対価の額との差額相当額の損金の額が生じる（法法22③三）。そして、その差額相当額が寄附金（法法37⑦）の額となりうることになる。

② 取得する法人の課税関係

1(1)②と同様に、法人が他の者から資産を低

額で取得した場合には、原則としてその資産の譲受価額と時価との差額（受贈益）は益金の額に算入される（法法22②）。したがって、資産の時価と譲受金額の差額が受贈益として課税される。

(2) 高額譲渡の場合

① 譲渡する法人株主の課税関係

資産の価額より高い対価の額で譲渡した場合、その差額相当額の収益（受贈益）が生ずる（法法22②）が、通常の場合、譲渡対価として全額を益金の額に算入しているため、改めて差額相当額を加算することにはならない。ただし、資産の売却益から受贈益へと科目の振り替えが必要になる。

② 取得する法人の課税関係

1(2)②と同様である。その法人にはその資産の価額と譲受対価の額との差額相当額の損金の額（法法22③三）が生じ、その差額相当額が寄付金の額（法法37⑦）となりうる。

3 自己株式の個人株主への処分

(1) 低額譲渡の場合

① 譲渡する法人株主の課税関係

2(1)①と同様である。法人が金銭以外の資産をその資産の価額より低い対価の額により譲渡した場合、その法人にはその資産の価額相当額の益金の額（法法22②）およびその資産の原価の額相当額との差額相当額の損金の額（法法22③一）が生じその資産の価額と譲渡対価の額との差額相当額の損金の額が生じる（法法22③三）。そして、その差額相当額が一般には寄附金（法法37⑦）の額となりうるが、買い手が役員や従業員の場合認定賞与（法基通9-2-10）となる。

② 取得する個人の課税関係

個人が法人から資産の低額譲渡を受けたことによる所得は、原則として所得税が課され、贈与税は課されない（相法21の3①一）。その個人が法人の役員や従業員である場合には給与所得

になり、その他の場合には一時所得（所基通34-1(5)）となるのが一般である。

(2) 高額譲渡の場合

① 譲渡する法人株主の課税関係

2(2)①と同様である。資産の時価より高い対価の額で譲渡した場合、その差額相当額の収益（受贈益）（法法22②）が生じ、資産の売却益から受贈益へと科目の振り替えが必要になる。

② 取得する個人の課税関係

特段の課税関係は生じないが、個人が法人から高額譲渡を受けた場合には、その個人のその資産の取得費等は通常の取引価額に相当する金額とされる。

4 未公開株式の個人株主から個人への売却

(1) 低額譲渡の場合

① 譲渡する個人株主の課税関係

個人がその所有する資産を時価に比して低額な対価で譲渡した場合には、実際の譲渡対価の額とその譲渡の時の時価との差額には、原則として、所得税における課税はない（所法36①）。すなわち、譲渡先が個人である場合、法人に対する譲渡のような「みなし譲渡」は行わないこととされている。ただし、この譲渡によって譲渡収入が取得費・譲渡費用の合計額に満たないとき、つまり譲渡損が計上される時には、その譲渡損を他の黒字の所得から差し引くことはできないとされている（所法59①二）。また、個人間の低額譲渡の場合、次に述べるように譲渡の相手方である個人に対しては、原則として贈与税が課せられる。

② 取得する個人の課税関係

個人が個人から資産を著しく低い価額の対価により譲り受けた場合には、実際の譲渡対価の額とその資産の相続税の財産評価額との差額を贈与により取得したものとみなして、原則として贈与税が課せられる（相法7）。この場合の時価は、相続税評価額である。著しく低い価額はその相続税評価額の何割かという明確な基準

はない。したがって、贈与税の基礎控除の金額110万円を超えて低い価額である場合には贈与税のリスクがあるものと考えられる。

(2) 高額譲渡の場合

① 譲渡する個人株主の課税関係

個人がその有する資産を時価に比して高額な対価で譲渡した場合、実際の譲渡対価の額とその譲渡の時の時価との差額について、その譲渡対価の額が諸般の事情に照らして合理的に算定されたと認められるときは課税上特段の問題は生じない。

しかし、その資産の譲渡の機会にその譲渡の相手方である個人から実質的に贈与を受けたと認められるときには、原則として、通常の取引価額に相当する部分の金額を収入金額とし、譲渡所得を計算することになる。そして、実際の譲渡対価の額のうち通常の取引価額に相当する部分の金額を超える部分の金額は、実質的に贈与等を受けたと認められる部分の金額と考えられるため、その部分の金額について、その譲渡をしたものに対し、贈与税が課税されることになっている。

② 取得する個人の課税関係

特段の課税上の問題は生じないが、その譲渡の相手方である個人については、その資産の取得費等は、通常の取引価額に相当する金額とされることに留意が必要である。

以上の内容をまとめると次の表1のようになる。

3 税法上の時価概念

1 法人税法上の未公開株式の時価

法人税法上、未公開株式の売買時における時価の算定について明文の規定は存在しない。しかし、実務上、法人税基本通達（以下、法基通という。）の9-1-13および9-1-14の未公開株式の評価損を計上する場合の時価の算定

表1 資産の低額または高額取引の場合の税務上の取扱い

譲渡者	譲受者	価額	譲渡者の取扱い	譲受者の取扱い
個人	法人	低額	時価の1/2未満の価額で譲渡した場合あるいは贈与した場合には、時価で譲渡したものとされる。 (所法59①, 所令169)	時価と購入価額の差額が受贈益とされる。 (法22)
個人	法人	高額	法人の役員や従業員の場合には給与所得となり、その他の場合には一時所得となる。	売り手が役員や従業員の場合には賞与認定となり、その他の場合には寄附金となる。また、取得価額を時価まで減額しなければならない。
法人	個人	低額	買い手が役員や従業員の場合には賞与認定となり、その他の場合には寄附金となる。	法人の役員は従業員の場合には給与所得となり、その他の場合には一時所得となる。
法人	個人	高額	資産売却益から受贈益へ振り替える。	取得価額を時価まで減額しなければならない。
法人	法人	低額	時価と譲渡価額の差額は寄附金とされる。	時価と購入価額の差額だけ受贈益とされる。 (法22)
法人	法人	高額	資産売却益から受贈益へと振り替える。	時価と購入価額との差額は寄附金とされるとともに取得価額を時価までに減額しなければならない。
個人	個人	低額	特に課税上の問題はない。	時価（この場合は相続税評価額）と購入価額の差額だけ贈与があったものとされる。
個人	個人	高額	時価（この場合は相続税評価額）と購入価額の差額だけ贈与があったものとされる。	特に課税上の問題はない。

※平川忠雄「未上場株式の取得価額」(『税務事例研究』VOL.34) 11頁を参考に作成

に関する規定を用いて、法人税法上の時価とみなしている。法基通9-1-13は抽象的な規定であり、実務上利用しづらいので、実際には法基通9-1-14が法人税法上の時価を算定する直接の規定となる。

●法人税基本通達9-1-14

(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)

法人が、上場有価証券等以外の株式(9-1-13の(1)及び(2)に該当するものを除く。)につ

いて法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直資56、直審(第)17「財産評価基本通達」(以下9-1-14において「財産評価基本通達」という。)の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。
(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達

179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時における価額によること。

(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

この通達によると、課税上弊害がない場合、条件付きで財産評価基本通達を準用することが認められている。その条件とは、株式を所有する法人が「中心的な同族株主」に該当する場合には常に「小会社」であるものとして評価対象会社を評価すること、および、相続税評価上の純資産価額を計算する場合に、評価対象会社が有する土地等および上場有価証券等は相続税評価額ではなくその時の時価で評価することである。また、未公開株式の時価を純資産価額方式で算定する場合には、評価差額に対する法人税額等の控除（いわゆる42%控除）はできない取扱いになっている。

2 所得税法上の時価

未公開株式の時価について、従来の取扱いは「純資産価額を参酌して通常取引されると認められる価額」により算定するとされており、明確な規定が置かれていなかった。ところが、平成12年12月22日付で所得税基本通達の改正が

行われ、みなし譲渡にかかる通達である所基通59-6「株式等を贈与等した場合の「その時における価額」が新設され、個人から法人への低額譲渡等で、譲渡資産が非上場株式である場合の取扱いが明確になった。これによって、非上場株式の時価については、財産評価基本通達により評価した価額を譲渡所得の計算において準用することになった。すなわち、未公開株式の個人から法人への譲渡に際しては、財産評価基本通達に定める方法により評価した金額＝相続税評価額を譲渡所得算定上の「時価」とし、その金額の「2分の1未満」によった場合は“時価によるみなし譲渡”規定が適用される。この通達は個人法人間のみなし譲渡の場合のみに適用されるものではなく、個人が未公開株式を譲渡・譲受する場合に一般に準用されるべきものだと理解されている。つまり、この規定により、所得税法上、自己株式の売買価額についての適正な時価の範囲が明らかになったのである。

●所得税基本通達59-6

（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）

法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。以下この項において「株式等」という。）である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23-35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23-35共-9の(4)ハに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審第17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。

(1) 財産評価基本通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式等を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の保有株式数により判定すること。

(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、株式等を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(3) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。

(4) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

所基通59-6は法基通9-1-14とほぼ同じ内容のものである。したがって、両者による金額は基本的に一致することになる。

すなわち、売り手または買い手が中心的同族株主の時は、その株式の相当な価額は、土地等と上場有価証券等をその時の時価で評価し、かつ、その他の資産負債は相続税評価により評価して純資産価額(法人税額等非控除型)を算出し、その純資産価額、または、小会社方式で同純資産価額 $\times 0.5$ +類似業種比準価額 $\times 0.5$ の価額になるのである。

財産評価基本通達でその評価方法を決定する基準である「同族株主」・「中心的な同族株主」かどうかを判定する場合には、売り手の売る前の株数によることが、この所基通59-6で初めて明確になったことに留意が必要である。その結果、譲渡者における時価の算定方式は1つになり、従前混乱していた実務的の取扱いが

整理されることになった。

3 相続税法上の時価

これは、財産評価基本通達にしたがって評価された価額である。

4 税務トラブルが生じない取引価額の考え方

前記表1「資産の低額または高額取引の場合の税務上の取扱い」を利用して考えてみる。

1 個人から法人への自己株式の譲渡

個人株主から発行法人へ自己株式が譲渡された場合、譲渡者である個人が考慮すべき時価は所得税法上の時価であり、譲受者である法人が考慮すべき時価は法人税法上の時価である。この時価以上または以下の金額で譲渡が行われると表1のようにどちらにも課税関係が生ずることがわかる。したがって、この場合、税務上トラブルのない時価は、所基通59-6の時価=法基通9-1-14の時価ということになる。

2 法人から個人への自己株式の譲渡

法人が自己株式を保有していて、その自己株式を個人に譲渡する場合、低額譲渡の時には課税関係が生ずるが、高額譲渡の時は個人の将来のキャピタルゲイン課税のみが問題になる。したがって、1と同じく所基通59-6の時価=法基通9-1-14の時価で売買すれば特段の問題は生じないものと考えられる。

3 法人から法人への自己株式の譲渡

売買の当事者はいずれも法人であるため、法人税法上の時価のみ考慮すればよい。時価以外の金額で譲渡があった場合、低額譲渡および高額譲渡のどちらにも課税関係が生ずるため、法基通9-1-14による時価による譲渡が必要になる。

4 個人から個人への未公開株式の譲渡

個人から個人に未公開株式が、時価より低額または高額で譲渡される場合、前記の表1を見ると贈与税のみがいずれかの個人に課税されることになる。したがって、個人間の株式譲渡の場合、相続税法上の時価すなわち財産評価基本通達にしたがって評価した価額であれば、課税上の問題は生じないことになる。この場合、原則として取得者の取得後の株数等によりどの評価方式を選択するのかが決まることになる。

5 同族、非同族間の取引等における留意点

1～4のように各ケースにおいて適正とされる時価は明確になったが、実は、所基通59-6、法基通9-1-14、財産評価基本通達のいずれもその枠内で、当事者がどのような属性を有するかによって評価方式が異なっている。

具体的には、同族株主かどうか、中心的な同族株主かどうかによって原則的評価方式（小会社方式も含む）か、特例的評価方式（配当還元方式）かのどちらを選択するのかが異なっている。通常、原則的評価方式の方が特例的評価方式（配当還元方式）よりも非常に高額な評価になる場合が多く、その適用の判断に迷うことがある。

たとえば、自己株式の売り手が従業員などの非同族の株主であり、買い手はその発行法人である場合など、その発行法人が同族法人であると判断される場合や中心的な同族法人であると判断される場合には、売り手の適正な価額は配当還元価格であり、買い手のそれは純資産価額を加味した小会社方式の価額であるといったように、売買両当事者により適正な価額が異なることがある。

未公開会社の株式はその取得者によって価値が異なるのが当然であると考えれば、これはやむを得ないということになる。したがって、そう考える場合には、より課税リスクの少ない金額で実際の売買を行うことになろう。しかし、1つの取引についてその取引金額が2つ

あるというのは常識的におかしい。したがって、原則的な評価方法による時価と特例的な評価方法による時価の間で実際の取引価額が決定されていれば、特段課税上問題にならないし、そのように取り扱われているという意見^(注)もある。また、自己株式の売買にのみ議論を絞れば、評価会社が自己株式を有する場合、発行済株式数から自己株式の数を控除した数を評価会社の発行済株式数とするため、評価会社は同族株主等の判定から除かれるとするならば、もっぱら評価会社の相手方の属性によって取引価額を判断すればいいものと考えられる。

(注) 渋谷雅弘「取引相場のない株式の評価と低額譲渡の認定」(『税務事例研究』VOL. 56) 61頁～

5 金庫株解禁後の課税関係の変容

さて、以上のように未公開株式の時価について現行の課税上の取扱いを考察してみたが、平成13年10月1日以降では、上記取扱いが変わることもあり得ると考えられる。

すなわち、低額譲渡・高額譲渡の課税上の取扱いは、自己株式の取得・処分が「売買」であるという前提での議論である。ところが、改正法人税法施行後の自社株式の取得は、資本取引になり、株式を移転させる個人や法人はみなし配当と株式の譲渡損益の計上が必要となる。すなわち、会社が自己株式を取得すれば、税務上自己の利益積立金を減少させ、損益を認識しないので、自己株式の取得については損金・益金が生ずる余地がない。

また、改正商法の経過措置により、平成14年3月31日まで、法人が自己株式を処分することは禁止されている。商法会計と税務の取扱いが未確定のため、猶予期間として、自己株式の処分を一時凍結しているのである。自己株式の処分について、現時点では税務上の取扱いは未定ではあるが、改正商法計算書類等規則等の各種

規定との整合性が必要とされるため、取得法人による自己株式の処分はおそらく資本取引として扱われることになるであると予想される。

要するに、税務上、法人における自己株式の取得は売買取引から資本取引に取扱いが変更されており、自己株式を取得する会社側とその株主の双方につき、その取得の時点で「株式消却」と同様の処理が求められる。ただし、商法上は株式の消却は強制されずそのまま保有することが可能である。そして、平成14年3月31日までの自己株式の処分は禁止されており、会社が、この“金庫株”を将来売却した場合の課税関係は、現時点では明らかになっていない。仮にキャピタルゲインが生じた場合、これを法人の課税所得（譲渡所得）とみなすのか否かは不明ではあるが、おそらく資本取引に変更されるものと考えられる。

したがって、自己株式を取得した法人では、その取引は売買ではなく資本取引になるため、その法人における課税関係は生じない。それゆえ、表1にある寄附金課税や賞与認定等の問題が生じなくなると考えられる。その際、たとえば、高額譲渡の場合は時価を超える部分を資本取引とみるのかどうか、そうでないとしたらどのような課税上の取扱いになるのかが明確にはなっていない。

また、発行会社に自己株式を「売却」した個人株主においては、改正所得税法によるとみなし配当が発生する（改正所法25①五）。このみなし配当の金額は、株主に交付された金銭等から、その取得を行った法人のその取得の直前の資本

等の金額を、その取得の直前の発行済株式数の総数で除して計算した金額に株主等がその直前に有していた取得に係る株式の数を乗じて計算した金額を控除した金額である。株式の譲渡収入はみなし配当を除いた金額となるため、一般には法人の一株当たり資本等の金額が一株当たりの譲渡収入になることになる。この場合の譲渡収入は法人の資本構成によって一律に決まるため、全く恣意性が排除されている。

したがって、資産のみなし譲渡課税（所法59）が適用されるかについて、どの部分をもって時価の1/2とするのか等よく分からない点もある。

自己株式の処分の課税上の取扱いが今後定められるが、税務として統一的な自己株式の取扱いがその時点で明確になるであろう。もしも、自己株式の取得を資本取引である「消却」として取り扱い、自己株式の処分を資本取引である「増資」として統一的に取り扱うのならば、今まで売買すなわち損益取引の枠内で考察されていた低額譲渡・高額譲渡の問題が、資本取引の枠内の低額消却、高額増資（払い込み）等の課税問題になってくるものと思われる（これは会社が自己株式を取得・処分する場合の問題であって、もちろん、個人間の株式の移転は資本取引ではなく売買のままである）。

現時点では自己株式の取得・処分について高額・低額で行われた場合の取扱いははっきりしないが、今後の法令通達の整備が進むにつれ、明確になってくるであろう。